

サービス約款

第1条 会員登録

弊社のクリーニングサービスをご利用頂くお客様は、弊社会員約款に同意の上お客様ご本人の情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス）個人情報取扱い同意書に同意の上、署名、登録後もちろん利用者会員とさせていただきます。

第2条 お支払い

お支払いは基本的に現金の前金で載いております。もしくはクレジットカードのお支払いとなります。月締めなどの契約に関しましては別途、個別に契約が必要となります。

第3条 了解事項

①クリーニングに出す前にポケットの中の点検をお忘れなくお願いします。受付後、検品でお忘れ物が見つかった場合は有用性があると判断したものをお返しします。当方判断による廃棄、返品無用品に起因する責には応じられません。

②ホコロビ、キズ、小さな穴もクリーニング中に広がる場合がありますので、よく点検してからお出しください。こちらの検品で見つかった場合は工程途中でお返しする場合がございます。お急ぎ品ほどよく検品してお出しください。

③上下対の商品は必ず一緒にクリーニングにお出し下さい。どんなに染色がしっかりした商品でもクリーニング回数によって色合いが変化してきままた長い反物からなる染色工程時点で上下対でも染色堅牢度の誤差から色見に差異が生じてくる商品もございます。

④シミは日数が経つと酸化して落ちづらくなります。また、シミの種類によってはクリーニング後、数ヶ月着用後又は保管後、クリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので事前に申告くださいませ。

⑤飾りボタン類や装飾品は外してからご依頼ください。これらは洗えないものが数多くあります。衣類についている品質表示に洗えるとなってもこれらのものに対しての表示でないものも多くなっておりまして。よってこれらの紛失、欠損は補償外となります。それら付属品の脱着につきましては別途料金が発生いたします。

⑥受付作業場、及び店舗は長期の保管には適しておりません。繊維製品を扱う手前、糸埃が舞いやすく、仕上がった服に付着しやすい環境です。また作業所内は照明を使いますので、この照明の長期照射の影響で変退色をおこす原因にもなります。事故防止上こちらからお届けお引取りのご催促をさせていただき場合がございます。なお、お客様の都合によりお渡し予定日より2週間を過ぎた商品は、1点に付1日20円の保管料を申し受けます。保管料をご納付いただけない場合の商品のお返しは出来ない場合がございます。当方からの連絡の有無に関わらず、お預かり日より180日を経過してもお引取りがない場合、以降そのご依頼品の毀損、汚損、滅失、又は盗難火事等によって生ずる損害についての責任は負いかねます。

⑦商品お受取時には、必ず納品書と商品の確認を確認して頂いております。弊社担当者との受領点数確認を必ず行ってください。お渡し後、点数の相違、内容の相違がある場合のお申し出には対応致しかねる場合がございます。

⑧番号本タグは必ず検品した後、破棄して下さい。お客様の商品は全て番号本タグで管理しております。番号本タグ取り外し後や取扱の不正が見受けられた場合のお問い合わせはお受けできない場合がございます。

⑩お客様宅先やお電話等で大声をあげたり、店員や他のお客様にご迷惑や恐怖感を与えたと取られる行為が見受けられた場合については暴力団関係者の判定を得ることなく当方判断で110番通報、担当機関に相談させていただきます。

⑪受付商品も経年劣化及び変化、耐用年数、取扱方法がございます。クリーニング後の個人の感性や感覚部分等に関するお申し出があった場合、弊社品質規定に則った再洗い・再仕上げを1度に限り補償期間内であれば無料でお受けさせていただきます。但し番号本タグ付商品に限らせていただきます。また、弊社品質規定を大きく超えるご要望に関しましては対応致しかねる場合がございます。

第4条 賠償制度

弊社のクリーニング事故における対応は問題をスムーズに解決する為に事故発生から事故原因を究明し結果をご報告致します。弊社クリーニングにおける衣類の補償期間はお渡し予定日より180日間です。弊社に過失があった場合、通常コースにおける補償はクリーニング事故賠償基準により算定させていただきます。

※クリーニング事故の賠償の上限額はクリーニング料金に比例し最大で40倍でございます。購入金額が賠償金額を下回る場合は購入金額からの査定となります。高価な品物につきましては特約保険のセットされた上級コースをご指定ください。

責任者判定を行うために、繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカーなどと判明した場合その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては弊社では問題解決に直結する形を目指す理由から着用に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

基本補償額＝物品の再取得価格×購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合

※ 各クリーニングコースの補償は最大クリーニング代金の40倍迄とさせていただきます。

例 耐用年数3年のウールのスーツの補償割合

購入から1年で約70%

購入から2年で約50%

購入から3年で約30%

第5条 事故原因所在

事故原因所在を以下の3つに大別します。

A. クリーニング方法及び取扱い方法の過失

B. 使用者の使用方法及び保管方法等の過失

C. アパレルメーカーの企画、製造等の過失

第6条 賠償免責事項

①台風・地震などの自然災害に起因する事故

②時価を超えての補償、精神的慰謝料、商品への付加価値

③ B. 使用者の使用方法及び保管方法等に過失がある場合賠償の責を一定割合において免責されます。

イ) 化学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品（整髪剤・パーマ液・洗剤・漂白剤・バッテリー液・排気ガス等の付着によるもの）

ロ) 汗や日光・照明による変退色や脱色

ハ) 着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き等

ニ) ボタンの欠落及び破損

ホ) 使用者保管中の虫食い、カビ等による損傷

ヘ) 経年劣化及び変化によるもの

ト) 組成表示・洗濯表示・表示責任者タグ（メーカータグ）のいずれかが欠落した商品

チ) その他これらに類する使用者による事故

④ C. アパレルメーカーの企画、製造等に過失がある場合賠償の責を一定割合において免責されます

イ) 染色堅牢度の弱さ、染色移動、変色褪色およびこれらに類するもの

ロ) 生地素材の使い方による、硬化、剥離、ひび割れ、ゴム伸び、プリント脱落、収縮及びこれらに類するもの

ハ) 付属品ボタン・スパンコール・ビーズ等の欠落破損、ベルト破損及びこれらに類するもの

ニ) 縫製撚糸の甘さによるほつれ・ほころび、プリーツ・シワ加工消失及びこれらに類するもの

ホ) 熱セット性が弱い生地で企画・製造された衣類に類するもの（綿・麻等に対するプリーツ加工及びワッシャー加工等）

ヘ) 素材等の経時劣化に類するもの（ポリウレタン加工商品等）

ト) その他企画及び製造等に起因する事柄に類するもの

第7条 賠償条件

①当該商品お渡し予定日より180日間以内に番号本タグ付商品に事故が判明しクリーニング方法及び取扱い方法の過失事故扱いと認めた場合に限りします。

②補償時必要となります商品購入価格については商品製造年月日を基準としたメーカー調査を行い当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡が取れない場合はお客様と協議の上決定させていただきます。

③当該損害弁償品の返却は出来ません。クリーニング代金の返却は第5条(B)の場合はお返しいたします。第5条(A)の場合はお返し出来ません。

④クリーニング品の誤配送、紛失に関しましてはお客様と協議の上、調査させていただきます。最大で90日経ってもなお不明の場合、販売価格の調査後、弊社より金額を提示もしくはお客様にて再取得後、同等金額の賠償をさせていただきます。

第8条 約款内容の変更

当約款は、会員に事前の通知をすることなく、本約款の内容または名称を変更することがございますこの場合の利用条件は、商品お預かり時点の会員約款によります。約款内容変更にあたって会員にその旨を広く周知する努力をするものとします。